

研究活動における不正行為への対応及び公的研究費の不正使用防止への取り組み方針

戸板女子短期大学での研究活動における不正行為への対応及び公的研究費の不正使用防止への取組として下記①～⑧を整備いたしました。

平成 26 年 8 月 26 日「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）に基づき、

- ①「戸板女子短期大学 研究倫理方針」
- ②「戸板女子短期大学における研究者等の行動規範」

として研究活動における不正行為防止の啓蒙及び事前防止のための取り組みをいたします。

また、平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に準じて

- ③「戸板女子短期大学 公的研究費等の適正な取り扱いに関する規程」

として公的研究費の管理・監査体制の整備を進めてまいります。

なお、具体的な公的研究費の管理・監査体制や事務手続きの流れを以下の文書・委員会を制定し推進してまいります。

- ④「戸板女子短期大学 不正行為及び公的研究費等の不正使用防止に関する細則」
- ⑤「戸板女子短期大学 公的研究費等事務取扱要領」
- ⑥「戸板女子短期大学 公的研究費に関する不正防止計画」
- ⑦「戸板女子短期大学 公的研究費等不正防止計画推進委員会」
- ⑧「戸板女子短期大学 公的研究費等事務手続きフロー」

1. 機関内の責任体系の明確化

②「戸板女子短期大学公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」に基づき、次のとおり公的研究費の管理責任体制を定めました。

責任者名	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終的な責任と権限を有する。
統括管理責任者	学長補佐	公的研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。 ①「戸板女子短期大学 研究倫理方針」に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認、最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	学科長、 センター長 事務局長	各部門における公的研究費に関する実質的な責任と権限を有する。 ①「戸板女子短期大学 研究倫理方針」に基づき、具体的な施策の実施、不正防止のためのコンプライアンス教育とその受講状況の管理監督、モニタリング及び改善指導を行い、統括管理責任者に報告する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

③「戸板女子短期大学 公的研究費の適正な取り扱いに関する規定」により、ルールの体系化と周知を図って参ります。

(2) 関係者の意識向上

学術研究の信頼性と公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的責任を果たすため、本学の研究活動に関わるすべての構成員を対象とした②「戸板女子短期大学における研究者等の行動規範」を定めました。

また、すべての構成員はコンプライアンス教育を受講することとしています。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

①「戸板女子短期大学 研究倫理方針」に基づき、全学的な観点から研究費の不正防止を推進するため⑦「戸板女子短期大学 公的研究費等不正防止計画推進委員会」を設置し、同委員会において⑥「戸板女子短期大学 公的研究費に関する不正防止計画」を策定しました。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費等の適正な運営・管理活動の具体的な流れは⑤「戸板女子短期大学 公的研究費等事務取扱要領」及び⑧「戸板女子短期大学 公的研究費等事務手続きフロー」に定めました。

(1) 予算執行状況の把握・検証等について

担当事務部門(教務部)は、予算執行状況の把握と研究計画と照合し適正な予算執行がおこなわれているのか検証しています。

(2) 不正な取引に関与した場合への対応

④「戸板女子短期大学 不正行為及び公的研究費等の不正使用防止に関する細則」を定めました。

(3) 発注・検収

⑧「戸板女子短期大学 公的研究費等事務手続きフロー」により、研究者による発注を認めている限度以上のすべてを担当事務部門（教務部）が発注しています。

また、検収は物品の金額の大小を問わず、すべて担当事務部門（教務部）が行う体制としています。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費に関する窓口を以下のとおり設置しています。

窓口	受付内容	担当部署	連絡先	
相談窓口	・研究費に係る事務手続きの相談 ・研究費使用ルールに係る相談	事務局 教務部	住所	〒105-0014 東京都港区芝2丁目21番17号
			電話	03-3452-6367
通報（告発） 窓口	・研究費に係る通報（告発）を 受けつける窓口	事務局 入試・広報部	住所	〒105-0014 東京都港区芝2丁目21番17号
			電話	03-3452-0696

※通報について

- ・研究費の不正使用とは、実体を伴わない謝金や旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等をはじめとした虚偽によって研究費を請求すること、また法令等に違反して研究費を支出すること、またはそれらの恐れのある行為をいいます。
- ・通報は書面または電話にて受け付けています。通報にあたっては、事実について正確な把握と迅速な調査を行うため、原則として実名によることとしています。
- ・通報に関する調査にあたっては、通報者にご協力をお願いする場合があります。
- ・通報者は、通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。通報者の個人情報には本学が責任を持って取り扱います。
- ・調査の結果、通報が、虚偽のもの、他人を誹謗中傷するもの、その他悪意に基づくものであったことが判明した場合、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等を行うことがあります。

6. モニタリングの在り方

最高管理責任者より指示を受けた内部監査室は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、公的研究費に係る発注・検収・支払の現場における現状を確認するとともに、帳票類の監査、機器備品の現物調査及び研究の遂行状態について、効率的・効果的かつ多角的に内部監査を行います。